

救急課

救急活動に携わるのが救急隊員です。けがや病気の人に応急処置を施しながら、症状に適した医療機関に搬送することが任務です。

◆ 救急活動

救急活動とは急に具合が悪くなった人や交通事故、地震等の災害でけがをした人を病状に応じた応急処置や、救急救命士による高度な救命処置を行いながら医療機関へ迅速に搬送することをいいます。火災による負傷をはじめ、急病、一般負傷、交通事故、労災事故等により発生した傷病者を観察し必要な処置を行い、医療機関等へ搬送することを主な活動としています。救急隊は、救急自動車1台に救急隊員3名以上で編成されています。



◆ MC (メディカルコントロール)

西都児湯地区における消防機関と救急医療機関の更なる連携の強化を図るために、「西都児湯地区MC協議会」が設置されています。12機関の代表者等をもって委員を構成し、「救急隊員に対する指導・助言」「地域の救急搬送体制に係る検証」「救急業務実施に必要なプロトコルの策定」「救急搬送体制に係る調整」等について協議を行い、地域プレホスピタルケアの質の向上に努めています。



◆ ドクターヘリ

緊急度の高い傷病者や重症度が高く医療機関搬送までに時間を要す場合や救急現場で医師の診断処置が必要な場合に消防機関がドクターヘリ要請を行います。ドクターヘリは、宮崎大学医学部附属病院を基地病院とする救急救命センターから医師や看護師が搭乗して救急現場等に向かうためのヘリコプターです。当消防組合敷地内にもヘリポートを設置しており、ドクターヘリの離着陸場所として、早期の医療介入が実現されています。



◆ 救急法指導

人の命を救い、社会復帰するためにはそばに居合わせた人（住民）による応急手当がとても重要となるため、正しい応急手当を学んでいただけるように、東児湯消防組合では毎月第二日曜日に定期普通救命講習を実施しています。また、要望があれば公民館や学校、職場等で救急法指導を行っています。



◆ 院内研修

救急業務においては、救急隊員や救急救命士など、救急業務に携わる職員それぞれが職業上の能力向上に向けて、生涯学習に積極的に取り組むことが求められます。日々必要な知識・技能・観察能力の向上等に努めていくことは、住民の人命に関わる者として当然の責務です。さらに、救急業務の高度化や処置範囲の拡大、新たな資器材の開発、新しいエビデンスの出現等により、今後とも新たな知識・技術・能力等の獲得が求められることとなります。そのため、救急救命士は、資格を取得した後に就業前研修、救急救命士として救急業務を実施する間は再教育病院研修として、管内の救急指定告示病院にて病院研修を行っており、現在は医療法人聖山会川南病院にて研修を行っています。



その中で、傷病者の受入れ後の処置を含めた救急医療の現状を理解するとともに、医師の指導下における救急救命処置の修練等を通し、医師及び看護師等との信頼関係を築き、円滑で質の高い病院前救急を目指しています。また、傷病者に対し救急救命処置が迅速、的確に実施されるよう能力のさらなる向上を図っています。

◆ 訓練

誰もが予測できない突然の病気やけが。その様な全ての救急現場でスムーズに活動できるよう、様々な想定をたて、訓練を行っています。多数傷病者の対応では、消防隊、救助隊との連携を日々繰り返しながら隊員全員が傷病者の社会復帰を目指して努力しています。

